平成２５年（フ）第１３号
秋田県仙北市角館町岩瀬下タ野15番地21　ツインズハウス101号室
破産者　山王丸裕子
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第４１９号
静岡県下田市田牛502番地の３
破産者　玉城　宏一
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６７号
横浜市旭区白根２丁目17番12号
破産者　松居　初彦
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９１号
横浜市旭区都岡町76番地８　ロジュマンＩ101号
破産者　村里　浩史
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１５号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目７番10―406号
破産者　森脇　　修
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１９４号
横浜市中区曙町２丁目25番地　中山ビル３階木村方
破産者　山田　一博
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４０４号
横浜市旭区白根２丁目17番12号
破産者　松居　朝子
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２０号
静岡県磐田市中泉1285番地２　メゾンコスモスＡ―201、前住所静岡県磐田市見付5807番地17
破産者　稲谷　百恵（旧氏名崔紅偉）
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目51番４号
破産者　林田　奈美
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
愛媛県松山市市坪北１丁目19番１号　市坪団地１棟44号
破産者　矢野　洋美
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５号
高知市一宮中町３丁目26番19号　中谷ハイツＢ―102
破産者　濵﨑　　博
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３６号
高知市一宮中町３丁目26番19号　中谷ハイツＢ―102
破産者　濵﨑　富子
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１号
福岡県京都郡みやこ町犀川古川528番地１
破産者　角田　良文
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
沖縄県島尻郡久米島町字仲泊1044番地の１
破産者　當間　　**浚**
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

免責許可決定

平成２５年（フ）第３１号
長野県伊那市西町4935番地
破産者　鈴木　理絵
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４１号
長野県伊那市美篶5061番地４　ヴィラウェステリア201号
破産者　山岸　　智
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２４３号
愛知県稲沢市小沢４丁目８番28号　レオパレスうみのかぜ204、開始決定時の住所愛知県稲沢市国府宮３丁目14番15―303号
破産者　山出　祐子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２０号
愛知県新城市富永字四条７番地２　シャルム茶臼山201号
破産者　大塚　孝洋
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８号
三重県伊勢市通町196番地２
破産者　上村　吉治
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第９８９号
大阪府豊中市旭丘６番１―102号
破産者　西田　友昭
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０３号
大阪府枚方市町楠葉１丁目33番25―200号
破産者　加藤栄美子（旧姓東浦）
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部